

昭和38年人事院公示第5号 新旧対照表（平成30年人事院公示第1号関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則9—1（非常勤職員の給与）【中略】に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 委任する権限及び所掌事務 一～二 （略） （削る）</p> <p><u>二の二</u> （略） 三～十二 （略）</p> <p>十三 人事院規則9—55（特地勤務手当等）に規定する次に掲げる事項 （1）～（4） （略） （4の2） <u>第4条第4項第1号</u>又は第2号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。 （5）～（9） （略）</p> <p>十三の二 人事院規則9—55—125（人事院規則9—55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）に規定する次に掲げる事項 （1）～（7） （略） （削る）</p> <p>（削る）</p> <p><u>（8） 附則第8条</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている経過措置について定めること。</p> <p>十四～二十一 （略）</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、<u>人事院規則1—54（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整理に関する人事院規則）</u>、人事院規則9—1（非常勤職員の給与）【中略】に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 委任する権限及び所掌事務 一～二 （略）</p> <p><u>二の二 人事院規則1—54（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整理に関する人事院規則）附則第2条</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員及び額について定めること。</p> <p><u>二の三</u> （同左） 三～十二 （同左）</p> <p>十三 人事院規則9—55（特地勤務手当等）に規定する次に掲げる事項 （1）～（4） （同左） （4の2） <u>第4条第5項第1号</u>又は第2号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。 （5）～（9） （同左）</p> <p>十三の二 人事院規則9—55—125（人事院規則9—55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）に規定する次に掲げる事項 （1）～（7） （同左）</p> <p><u>（8） 附則第8条第1項第5号</u>又は第3項の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。</p> <p><u>（9） 附則第9条第1項第3号</u>又は第3項の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。</p> <p><u>（10） 附則第11条</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている経過措置について定めること。</p> <p>十四～二十一 （同左）</p> <p>3・4 （同左）</p>

